

高知県中山間地域生活支援総合交付金実施要領

第1 目的

この要領は、高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、高知県中山間地域生活支援総合交付金算定事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 交付金算定対象及び対象外事業並びに交付金交付申請書に添付する資料

1 各事業の事項

(1) 生活用水確保支援事業

ア 定義

要綱第2条第6号の「これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域」は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地に該当する地域とする。

イ 交付金算定対象事業

次のいずれの条件も満たすものを交付金算定対象事業とする。

(ア) 生活用水を確保するための給水施設、浄水装置等の整備であること。なお、生活用水とは、住民が住居等において生活を営むために必要な飲料水や調理、洗濯、風呂、掃除、トイレ等に要する水とする。

(イ) 原則3戸以上の世帯が利用する給水施設、浄水装置等の整備であること。ただし、3戸未満の場合であっても、市町村が施工し、かつ、給水施設、浄水装置等を市町村の施設台帳に記載する場合は、交付金算定対象とする。

ウ 交付金算定対象外事業

以下のいずれかに該当するものは交付金算定対象外とする。

(ア) 市町村経営の上水道及び簡易水道施設に係るもの

(イ) 市町村経営の飲料水供給施設のうち、国土交通省所管の簡易水道等施設整備費
国庫補助事業その他の国庫補助事業の対象となるもの

(ウ) 事業費100万円以下の小規模な修繕等

エ 交付金算定対象外経費

(ア) 用地取得又は補償に要する経費

(イ) 用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費

(ウ) 給水施設の水源調査（水源探査、水量確認のためのボーリング調査等）の業務委託に要する経費

(エ) 給水施設等の施工監理の業務委託に要する経費（市町村以外が事業実施主体となる場合の施工監理に要する経費を除く。）

(オ) 下記に関する給水施設整備に要する経費

a 学校、官公署、病院、福祉施設、宿泊施設、その他事業所で使用する水

b 工業用水、農業用水

c 防火用水等の消防施設に要する水

オ 交付金交付申請書に添付する資料

(ア) 経費の見積書、設計書等

(イ) 見積書、設計書等に対応するカタログ、構造図等（主要なものに限る。）

- (ウ) 水道地図（管内図に上水道給水区域、簡易水道区域等を示したもの。事業実施箇所を図示すること。）
- (エ) 平面図（住宅地図等とし、平面図には、工事概要、給水対象家屋及び新たに設置する施設の地番を図示及び着色すること。）
- (オ) 写真
 - a 現行施設の状況写真（取水堰、貯水タンク等）
 - b 施設整備予定箇所の状況写真
 - c 受益地の状況写真
 - d その他（事業実施の緊急性を表す渇水時の状況写真等）
- (カ) 新たに設置する施設に係る土地使用承諾書、施設使用承諾書、施工承諾書等（該当する場合）
- (キ) 適用される道路、河川等の占用許可書等の許認可の申請書又は許可書の写し（該当する場合）
- (ク) 災害復旧の場合、災害復旧に該当する理由書
- (ケ) 施設台帳の写し（3戸未満の場合のみ）
- (コ) 地元住民で構成する水道組合の規約等又はこれに準ずるもの（市町村経営の場合を除く）
- (サ) 受益者名簿
- (シ) 事業計画スケジュール表
- (ス) 事業実施主体が市町村等以外の場合は、市町村等の補助要綱又はこれに準ずるもの
- (セ) 市町村経営の飲料水供給施設の場合は、国土交通省所管の簡易水道等施設整備費国庫補助事業その他の国庫補助事業の対象とならないことの確認書
- (ソ) (ア) から (セ) までに掲げるもののほか、参考となる資料（経費の内訳や詳細の分かるもの）

第3 実績報告書に添付する資料

要綱第13条第1項の「別途定める書類」は次のとおりとする。

(1) 共通

- ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（契約が2件以上にわたる場合は、要綱別記第6号様式による契約状況総括表（実績報告）を添えること。）
- イ 検査調書の写し
- ウ 完成写真
- エ 充当する起債の額が確認できる書類（長期資金借用証書の写し等）
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施した事業の内容が分かる資料

- (2) 交付金算定対象事業の実施主体が市町村等以外の場合は（1）のほか、市町村等の補助金交付決定通知等の写しを添えること。

第4 事業の実施等について

(1) 会計経理

要綱別表第1に定める市町村等以外（以下「市町村等以外」という。）が事業実施主体となる場合の請負工事及び委託業務の発注、備品購入等に当たっても、県又は市町村の定めによることを原則とするが、それが困難な場合、三者以上の見積りによることとし、地域等の事情により三者以上の見積りが困難な場合は、その理由書を交付事業者に提出しなければならないものとする。

なお、このことは、競争入札の実施を妨げるものではない。

(2) 請負工事における設計・施工管理等

請負工事による事業の実施に当たって、市町村等以外の事業実施主体による設計、入札事務、施工管理等が困難な状況が想定される場合は、事業の円滑な執行を図る観点から、交付事業者は、事業実施主体に対して技術的又は事務的な支援に努めなければならないものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、高知県中山間地域生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。